

第2次久留米市生物多様性地域戦略

～くるめ生きものプラン～（案）

（2022～2025）

令和〇年〇月
久留米市

目次

第1章 計画の基本的事項

1. 計画について	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 対象地域	2
4. 計画の期間	2
5. 課題	2

第2章 生きものプランの方針

1. 基本理念	3
2. 基本目標	3
3. 施策の方向性	3
(1)生物多様性の保全	3
(2)自然環境の持続可能な利用	3
4. 施策推進の視点	4
5. 計画の体系	4
6. 庁内等における連携	5

第3章 生きものプランの推進と進行管理

1. 成果指標と取組指標	5
2. 進行管理	6
3. 推進体制	6

第1章 計画の基本的事項

1. 計画について

第2次久留米市生物多様性戦略～くるめ生きものプラン～(以下「生きものプラン」という。)は、第三次久留米市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)に掲げる基本目標の一つである「自然共生社会の構築」の実現に向け、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、今ある豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できるよう策定しました。

私たち一人ひとりが生物多様性との関わり方を見直し、市民、事業者、教育機関、市民団体等の各主体間の連携・協働による取組を社会全体に浸透させていくことを目指します。

また、生物多様性は、SDGsの根幹を成すものとして捉えられているため、成果指標や取組指標の達成に向けて取り組むことで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。

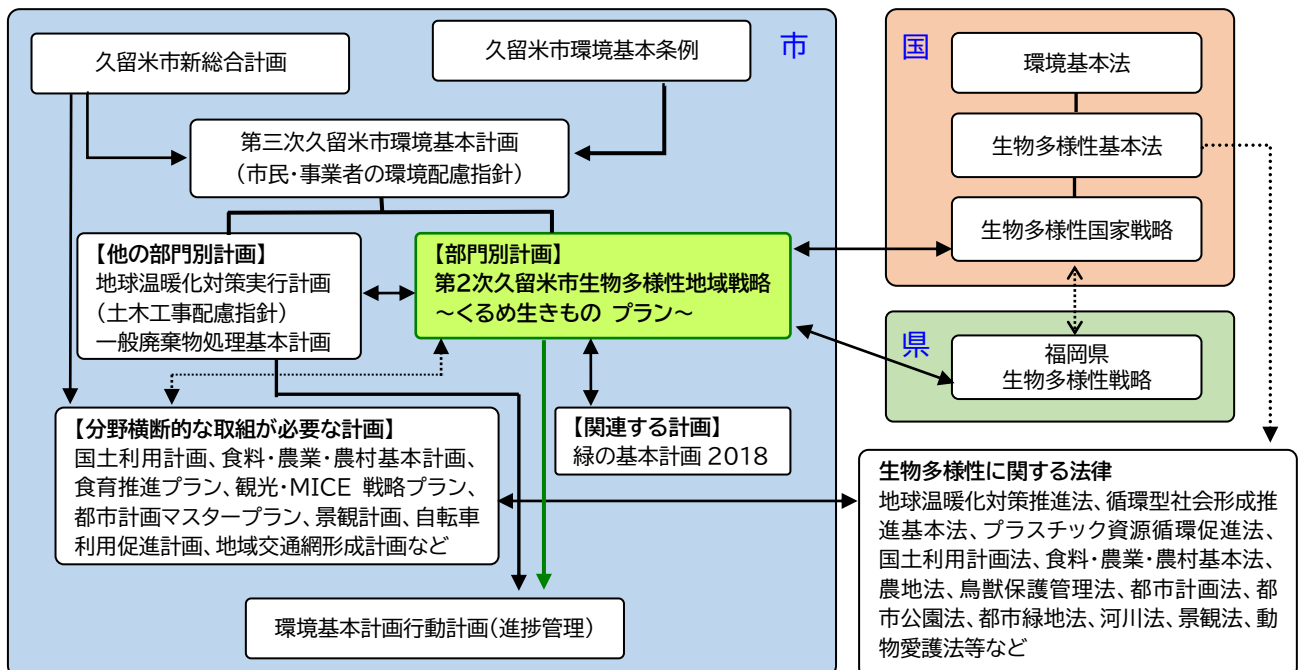
関わりが深いSDGsの項目



2. 計画の位置づけ

生きものプランは、生物多様性基本法に基づく計画であるとともに、環境基本計画における部門別計画に位置づけられています。

生物多様性の保全を効果的に進めていくためには、多岐にわたる分野の協力が重要であるため、市の様々な施策における関連計画との相互連携を図ります。



3. 対象地域

生きものプランの対象とする区域は、市全域とします。

4. 計画の期間

生きものプランの計画期間は、2022(令和4)年度から2025年(令和7)年度までとします。

なお、環境行政を取り巻く状況や社会情勢の動向に大きな変化が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うこととします。

5. 課題

本市の生物多様性の保全と持続可能な利用を図るため、2017(平成29)年2月に第1次戦略を策定し、各施策の推進や対策等の取組を進めてきました。

本市の自然環境の状況は、絶滅危惧種など希少な生きものが生息・生育する豊かな自然環境を有している一方で、人間活動などによって生物多様性や生きものの置かれている状況は、依然として厳しい状況にあり、以下のような課題が残されています。

○外来生物や有害鳥獣の生息域拡大による生態系や生活環境、農業被害の懸念

特定外来生物の相談件数や捕獲頭数の増加に加え、分布域拡大、野生鳥獣の増加などによる農作物や生活環境などへの被害が増加しています。

よって、効果的な防除や駆除などの対策を進めていくとともに、外来生物が与える影響など正しい知識の普及啓発を図りながら、特定外来生物が侵入した場合は、早期防除に取り組んでいく必要があります。

○各主体との連携や保全活動の人材の不足

自然保護・保全活動団体は高齢化や担い手不足など、人材面での課題が顕在化しているため、市民団体や事業者と協働による啓発事業の充実・拡大を図っていくなど、各主体との連携を広げていく必要があります。

○生息・生育状況の情報不足

自然環境調査を実施しましたが、市内に生息・生育する動植物の情報や自然の豊かさを評価するだけの情報が不足していたことから、指標種モニタリング調査を重ね、情報の蓄積を図り自然環境の現状や経年変化を把握します。

また、特定外来生物の防除対策を行うための分布状況などの把握、地球温暖化が原因とみられる様々な生態系への影響を把握することも必要です。

○生物多様性の浸透不足

2019(令和元)年度に実施した、くるモニでの結果では向上が見られたものの、2020(令和2)年度環境部で実施したアンケートでは、生物多様性の認知度が低いといった結果も見られました。

生物多様性の浸透を図るためには、自然観察会など自然と触れ合う機会の創出やワークショップや市民団体意見交換会など生物多様性の保全をしていく人の人材育成など、事業の積み重ねや充実が、浸透に繋がっていくものと考えており、より一層の生物多様性への理解を広める普及啓発や各施策の充実が必要です。

第2章 生きものプランの方針

1. 基本理念

【基本理念】 自然とふれあい、自然と生きるまち くるめ

自然や生きものとの関わりを多くの人が実感し、筑後川や耳納山地などの豊かな自然環境や生物多様性を地域社会全体で守り育て、将来にわたり生物多様性がもたらす豊かな恵みを楽しみつづけられるまちを目指します。

2. 基本目標

基本理念を実現していくためには、生物多様性に配慮した意識の変化や行動変容を図り、生物多様性の保全と持続可能な利用に向け取り組んでいかなければなりません。

生物多様性国家戦略、福岡県生物多様性戦略では、目指す社会を2050年までに実現させることを目指しており、本市においても2050年までに基本理念の実現を目指します。

3. 施策の方向

基本目標の達成に向けては、市民、事業者、市民団体、教育機関・研究所、行政などのすべての主体が参画・連携・協働しながら取組を進めます。

また、今ある豊かな自然環境を守り次世代に引き継いでいくために、生物多様性の保全と自然環境の持続可能な利用に向けた施策の推進を図っていきます。

(1) 生物多様性の保全

生物多様性の保全に向けては、生物多様性からの恩恵や人間活動が生息・生育環境に与える影響など、広報や普及啓発を進め配慮意識の浸透を図ります。

動植物の生息や生育環境を守るためにも、生態系ネットワークの形成や既存生態系に影響を及ぼす外来生物対策、絶滅が危惧されている希少種の生息地維持や生育外域での飼育や系統保存などの取組を進めます。

また、指標種を使った市民協働のモニタリング調査を基に環境評価を行ない、本市の自然環境の状態を把握・分析していきます。

(2) 自然環境の持続可能な利用

将来にわたって自然からの恵みを楽しむことができるよう、自然との触れ合いの場の創出や自然環境学習の充実を図り、次世代を担う子どもたちの育成や保全活動を担う人づくりを市民団体や事業者等と協力や協働による取組を進め、暮らしや社会の中で生物多様性について「考え・行動する人」の育成を促進します。

また、農地や森林等の自然環境が有する多様な機能(生きものの生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気候変動の緩和、水源の涵養、文化の形成やレクリエーションの機会の提供等)の活用、生態系を基盤とした防災・減災機能の発揮、化学肥料や農薬の低減を図り、生物多様性に配慮した農業を推進します。

4. 施策推進の視点

生物多様性の保全と自然環境の持続可能な利用に向けては、生物多様性を理解し行動に移すための**ひとづくり**と生きものの生息・生育環境の保全や地域活動のための**まちづくり**を進め、生物多様性による恩恵を受けている私たちが、各主体と連携して生物多様性を保全していく**しくみづくり**が重要であり、自然共生社会の構築に向け、「ひとづくり」「まちづくり」「しくみづくり」の視点に基づき施策を推進していきます。

①ひとづくり

環境学習の機会や情報の提供によって、生物多様性の重要性を市民に浸透させ、自然との触れ合いや環境保全活動を行う人材の育成と生物多様性に配慮した消費行動や暮らしを促進します。

②まちづくり

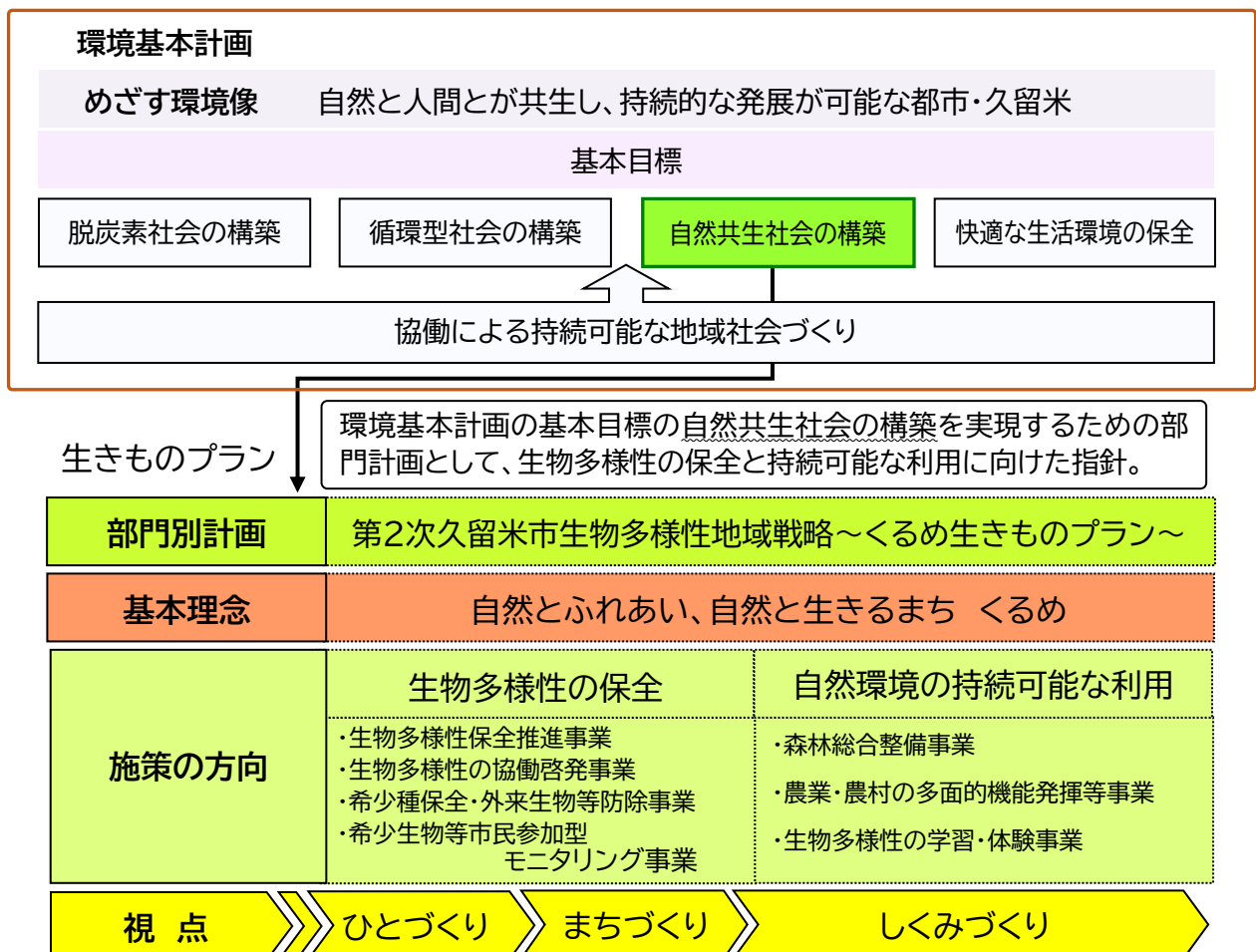
緑地・水辺環境など生息・生育の拠点の保全や創出を図り、自然豊かでうるおいや安らぎを実感できるまちづくりを進めます。また、自然資源を活かした観光・産業の振興や生物多様性の保全に関する地域活動の促進に取り組みます。

③しくみづくり

生物多様性に配慮した公共工事、生態系を活用した防災・減災、持続可能な農林水産業の創出、生物多様性のまなび場の充実や多様な主体間の連携・協働・交流の促進に取り組みます。

5. 計画の体系

環境基本計画では、めざす環境像の実現に向けて、4つの基本目標と各基本目標に共通する協働による持続可能な地域社会づくりの各施策の推進や市民・事業者等の環境意識向上に努め環境先進都市を目指すこととしています。



6. 市内等における連携

本市の総合計画では、基本理念「水と緑の人間都市」を掲げ都市づくりを進めており、都市づくりの基本構想の一つである「誇りがもてる美しい都市」を自然環境の面からも実現しなければなりません。

生物多様性は、生活基盤や資源の提供だけでなく、文化の形成やレクリエーションの機会の提供、防災・減災など市民生活などにも深く関わっているため、その保全に向けては、土木工事配慮指針などにより浸透を図り、保全に関する視点をあらゆる分野に組み込み、横断的連携を図ります。

また、生きものは自然や生態系のつながりによって生息・生育しており、行政区域で分かれるものではないため、市だけで解決できない広域的な問題については、周辺自治体や国、県と連携・協力して取り組んでいきます。

第3章 生きものプランの推進と進行管理

1. 成果指標と取組指標

成果指標	現状値 2020年度	目標値 2025年度
生物多様性の認知度	26.9% (2020年度環境に関するアンケート)	60.0%

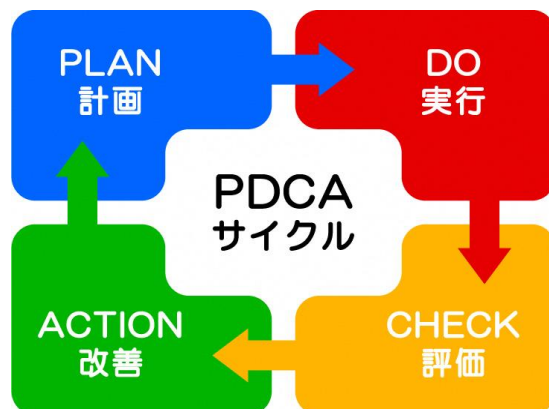
施策	取組指標	現状値 2019年度	目標値 2025年度
生物多様性の保全	自然や生きものを守るための活動や行動をしている人の割合	66.8%	75.0%
	啓発を協働で行う企業数	2社	6社
	生息・生育外飼育の種数	0種	5種
	有害鳥獣による農業被害額	36,948千円	33,080千円
	モニタリング調査参加者数	－	60人
自然環境の持続可能な利用	森林整備累積実績面積	20.42ha	202.79ha
	多面的機能維持活動農地面積	4,961ha	5,463ha
	自然観察会等への参加者数	308人	400人
	環境ポータルサイトで紹介している市民活動団体等の数	－	20団体
	生きもの・自然観察動画の閲覧数	－	10,000回

2. 進行管理

生きものプランの実効性を担保するため、久留米市環境基本計画行動計画で取組の進捗状況を管理して、施策の成果を把握していきます。

また、生きものプランの進捗状況について「久留米市環境審議会」に報告し、意見及び助言を受けて、様々な観点を踏まえた戦略の推進を図ります。

生きものプランの推進にあたっては、PDCA サイクルにより、効率的・継続的・発展的に取組が進むよう、進捗管理を行います。



3. 推進体制

生物多様性の保全と持続可能な利用の推進を図り、生物多様性を将来の世代に継承していくためにも、様々な機会を通じて市民、市民団体、事業者、教育機関、研究機関など多様な主体へ生物多様性保全の理解や参画、連携を深め、本計画を推進していきます。

また、庁内においても、部局横断的組織を中心として連携を強化し、効果的な取組の推進を図り、進行管理を行います。

